

どこに設置するの？

- すべての**部屋、台所、階段**に設置が必要です。(浴室、トイレ、洗面所、納戸などは含まれません。)
- ※ 自動火災報知設備やスプリンクラー設備が設置されている部屋等は、設置の必要がありません。
- ※ 取付けに特別な資格は必要ありません。ただし、配線工事を要するものは、電気工事士でなければ行えません。

設置例

